

消防活動における安全管理に係る検討会運営要綱

1 目的

最近、消防職員及び消防団員が、現場での消防活動中に公務災害に見舞われ、殉職する事故が相次いで発生していることから、消防活動における安全管理・確保に資するよう、事案内容の分析と今後の再発防止を徹底するほか、事案体験の共有化とそれを通じた安全確保策等の充実強化について検討する。

2 調査検討事項

検討会は、次の事項を調査・検討する。

- (1) 最近の事案をも踏まえた事故回避・抑止のための要素の抽出
- (2) 安全管理に配慮した適正な消防活動に係る重要事項
- (3) 安全管理体制の整備・活動態様の改善等につながる事後検証手法
- (4) 前3項に係る情報及び手法の全国的な共有・蓄積等の方法

3 委員の委嘱等

- (1) 座長及び委員は、学識経験者及び消防関係者等の中から、消防庁長官が委嘱する。
- (2) 委員の数は、15名以内とする。
- (3) 委嘱期間は、検討会の運営期間とする。

4 運営

- (1) 座長は、検討会の会務を総括する。
- (2) 座長に事故等があるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて、学識経験者等を研究会に招請し意見を聴取することができる。

5 庶務

検討会の庶務は、消防庁消防課において、これを処理する。

6 委任

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。